

事務連絡
平成27年7月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第335号）が公布され、平成27年8月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成26年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成27年8月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表II区分129の(1)を次のように改める。

(1) 体外型

① 成人用

B00212901

② 小児用

ア 血液ポンプ

B0021290201

イ	心尖部脱血用カニューレ <small>せん</small>	B0021290202
ウ	心房脱血用カニューレ	B0021290203
エ	動脈送血用カニューレ	B0021290204
オ	アクセサリーセット	B0021290205
カ	ドライビングチューブ	B0021290206
キ	カニューレコネクティングセット	B0021290207
ク	カニューレエクステンションセット	B0021290208

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改 正 後

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
129 機能区分コード	
(1) 体外型	
① 成人用	B002 129 01
② 小児用	
ア 血液ポンプ	B002 129 02 01
イ 心尖部脱血用カニューレ	B002 129 02 02
ウ 心房脱血用カニューレ	B002 129 02 03
エ 動脈送血用カニューレ	B002 129 02 04
オ アクセサリーセット	B002 129 02 05
カ ドライビングチューブ	B002 129 02 06
キ カニューレコネクティングセット	B002 129 02 07
ク カニューレエクステンションセット	B002 129 02 08

現 行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
129 機能区分コード	
(1) 体外型	B002 129 01
① 成人用	
② 小児用	
ア 血液ポンプ	
イ 心尖部脱血用カニューレ	
ウ 心房脱血用カニューレ	
エ 動脈送血用カニューレ	
オ アクセサリーセット	
カ ドライビングチューブ	
キ カニューレコネクティングセット	
ク カニューレエクステンションセット	